

施設福祉援助論研究その1

米澤 國吉

A Study of Social Work Theory for Institutional Welfare -No.1-

K.Yonezawa*

The purpose of this paper is (1) to examine new aspects of social work by studying practice in voluntary mini day services, (2) to reconsider the social work concepts in general use.

I describe inherency and generality in welfare practice and take a general view of trends in the latest social work theories in section I. I introduce and analyze social work in mini day services known as "HIDAMARI" in section II, and I attempt to propose a new paradigm for institutional welfare in section III.

The conclusions are (1) the trend is for social work to diversify, following diversification in the practices of social welfare institutions (2) practices in mini day services emphasise the importance of the environment for social work within an institutional setting.

(J. Aomori Univ. Health Welf. 1 : 145-150, 1999)

Key words : social work theory for institutional welfare, voluntary mini day services, environment for social work

はじめに

「施設福祉援助論研究」の執筆の動機は以下3点である。ひとつは民間運営の高齢者を対象とする小規模デイサービス（ミニデイサービス・宅老所）の実践に触れ社会福祉の「援助」のあり方について新しい発見があったからである。2点目は小規模デイサービスの援助実践を調査し改めて福祉施設をはじめとする社会福祉全般の援助の概念について整理を試みたいと考えるに到ったためである。3つ目は、99年開学した本学社会福祉学科の専門科目として「施設福祉援助論」が2001年度より開講されその科目担当者として準備の必要性を感じているからである。

「施設福祉援助論研究—その1—」ではミニデイサービスの実践の紹介と援助のあり方の新しい発見を主題としたい。具体的には愛知県半田市の宅老所ひだまりで取り組まれた実践であり、筆者も編集に参加した『ひだまり一周年記念号』（注1）を参考・参照し紹介したい。尚本研究に関わって、施設福祉援助（社会福祉援助実践）と援助論の動向についても若干の整理を試みたい。

その後予定している「施設福祉援助論研究—その2—」ではミニデイサービスの援助論をさらに深め、ミニデイサービス以外の社会福祉施設での援助論探求への展開を試みたい。

第1章 社会福祉援助実践と援助論の動向

1、社会福祉援助実践の個有性と普遍性

社会福祉における援助実践を福祉施設での実践と限定するならばその援助のあり方には個有性と普遍性がある。

社会福祉援助実践の個有性とは、社会福祉施設がそれぞれ持つ機能と役割から必要とされる援助のあり方であり、小笠原祐次によれば「歴史的には、生活援助のための施設から、経済保護施設、教育施設、文化・社会活動施設など、実に多様な形と機能の施設がそれぞれの時代背景のもとで役割を果たしてきたが、その主な役割・機能は、さまざまな障害のために生活自立が困難な人々への生活援助と自立援助の機能であった。それは生活援助・身辺生活の直接援助（家事・介助が中心）を基礎的前提にして、教育的指導援助、自立訓練、治療、精神的・心理的安定への援助などを内容としていたと考えられる。」（注2）つまり各施設種別について援助実践を考え

* Department of Social Welfare

るなら、保育所や児童養護施設であれば、教育（含保育）的指導援助が中心となり、身体障害児・知的障害児施設であれば、教育的指導援助に加えて自立訓練、治療的援助も必要となり、障害者施設であれば、生活援助機能を中核としながらも自立訓練や治療機能が必要な場合もあり、特別養護老人ホームなど高齢者を対象とする施設にあっては家事・介助など生活援助・身辺生活の直接援助を主体としながらも治療や精神的心理的安定への援助が加わることになる。

以上の社会福祉援助実践の個有性についてはさらに各施設種別ごとに深められるべきテーマであり本研究の「施設福祉援助論研究——その1——」の続編として追求したいと考えている。

さて各施設種別についての援助実践の個有性の総体の中から援助の理念や原理が発見されるであろう。社会福祉援助の原理についてはいわゆる「社会福祉方法原論」などとして研究されている領域であるが歴史的にみれば、「メアリー・リッチモンドが著書『社会診断』(1917年)によってケースワークを基とするソーシャルワークをうちたてた」(注3)のであり、バーステックも『ケースワークの原理』(注4)を著わしたことがよく知られている。

さて社会福祉援助実践の普遍性に関連して先のリッチモンドの理論に立ち返るが『社会診断』を著した5年後の1922年『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』(What is Social Case Work?)を發表しその中で「ソーシャル・ケース・ワークは人間と社会環境との間を個別に、意識的に調整することを通してパーソナリティを発達させる諸過程からなりたっている」とケースワークを定義づけている。(注5)ここで注目したいのが、「人間と社会環境との間を調整する」との部分であるが、社会福祉の援助実践を考察する際の視点として「人間にとっての社会環境」或いは「人間の生存・発達にとっての社会環境」をどう設定・構築するのが重要ではないかと考える。小松源助『ソーシャルワーク理論の歴史と展開』では先述したリッチモンドの定義を紹介した後「彼女はこのケースワークを遂行していく専門技術として『洞察』(insight)と『活動』(act)という一般的な2項目を基として、さらにそれを次の4項目に分類できるとみなした。

- A 個性(individuality)および人間の特徴(personal characteristics)についての洞察
- B 社会的環境の資源、危険および影響についての洞察
- C 心と心の直接的活動
- D 社会的環境を通しての間接的活動

そして、専門的な技術は、これら各項目のバラバラな遂行ではなくして、結びつけ総合したところにあると考えたと論述している。(注6)つまり社会福祉実践の普遍性を考える場合、小松源助の言う、社会的環境の資源及

び、社会的環境を通じての間接的活動に着目したいのであり、その具体的考察は第2章の1「ミニディサービスの援助実践とその特質」の部分で展開したい。

2 社会福祉援助論の動向

(1)社会福祉援助領域の拡大多様化と援助技術の多様化

従来の社会福祉サービスが公的扶助（生活保護）領域以外は施設サービスが大部分でありその援助実践は概して「施設内」という場所——空間——における対人援助が主であり知的障害児通園施設（従来は精神薄弱児通園施設）他一部の通所型を除けばいわゆる生活型の施設でのソーシャルワークであった。しかし、我が国の社会福祉の基本理念としてノーマライゼーションやリハビリテーションが位置付けられ、国民の側からも「住みなれた地域でのあたりまえの暮らし」を切望する声が増大し社会福祉援助のあり方も小規模の施設、通所型の施設さらに居宅にて福祉サービスを利用する、いわゆる在宅3本柱（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）が法定施設化する。他方在宅で生活し福祉サービスの利用を希望する住民にとって単一のサービス受給のみでは「あたりまえの暮らし」を継続することが困難であり、保健・医療・福祉の総合的なサービス体制が求められ各専門職間の連携が必要となりそれら専門職間を繋ぎサービス利用者への橋渡しを担う新しい社会福祉の専門職と援助技術が必要となる。

2000年度より実施される我が国の介護保険に今述べた社会福祉援助領域の拡大多様化に伴う援助技術の多様化を見ることができる。その援助技術としては、従来の相談援助技術であるケースワークに加えケアワークさらにはケアマネジメント、ケアプラン、社会福祉計画、等々であり、介護福祉士、社会福祉士、ケアマネージャー等の専門職が前述のソーシャルワークの担い手となるのである。

(2)石井哲夫の援助論に学ぶ

社会福祉援助論の動向のひとつとして石井哲夫の援助論を概観する。

石井は最近の著書の中で社会福祉の援助のあり方について新たな理論を展開しているがそのひとつが「積極的ケア・サービスの理論」である。「これからの社会福祉施設」の項で、社会福祉施設への積極的視点と題し、「戦後間もなく、私が『積極的養護理論』を提唱したのは、ホスピタリズム論を盾にとった、代替をもたない実践的でない施設解体論のみがあった。——中略——現在では、欧米諸国の施設政策の硬直化とノーマライゼーションやインテグレーションという理論的理念の影響から、新たな施設解体論が出現している。」とし「積極的施設のケア・サービスの理念」が再び必要である、(注7)として

いる。さらに石井は「積極的ケア・サービスの理論は利用者のノーマライゼーションを否定し利用者を社会から施設に隔離することを意図しているものではない。――中略――このままでは、施設自体もなかなか改革が進んでいかない状況にあるので、現実の社会福祉改革の一助として社会福祉の活性化を考えるからである。」(注8)と述べているが、石井のいう社会福祉施設の活性化についての積極的ケア・サービスの理論化をめざしての実践が施設関係者に求められているのではないかと思う。石井援助論の提言を受ける型も取りながらミニディサービスの実践を以下2章で考察する。

第2章ミニディサービスにおける援助実践

1 ミニディサービスにおける援助実践とその特質

筆者はここ2年間ミニディサービスの実践に触れそこでの調査を通して、社会福祉の援助に対する新しい発見があった。具体的には愛知県半田市に1997年5月開所されたミニディサービス「ひだまり」での援助実践である。「ひだまり」についてはこの章の2の(3)等で紹介する。援助に関する新しい発見について以下要約する。ミニディサービス「ひだまり」の実践を通して利用者やその家族にいくつかの変化がみられた。それは利用者の精神的安定や生活の安定、家族の利用者に対する見方の変化等々であるがその要因を考えると、「人」つまり援助を受ける人＝利用する人にとっての「環境」のもつ意味と重要性である。その「環境」とは三つの側面があり①居住環境、②人的環境、③地域・社会としての環境である。

以上ここでは援助において「環境」のもつ意義が大きいことの提示にとどめ以下ミニディサービスの紹介及び援助実践について述べ、第3章の結論部分へと繋ぎたい。

2 ミニディサービスについて

この節では、本稿の中で述べるミニディサービスの呼称等について必要最小限の範囲で整理することとする。

(1)施設福祉援助と在宅福祉援助とミニディサービスの援助の位置付けについて

本稿の目的は「施設福祉援助」について考察することであり、具体的な施設領域としてミニディサービスの実践を取りあげる。さてまずミニディサービスの位置付けであるが、老人福祉法では第5条の二で老人居宅介護等事業、老人短期入所事業とともに老人ディサービス事業を「老人居宅生活支援事業」とし、第5条の三では、老人ディサービスセンターを、老人短期入所施設、養講老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターと並列して「老人福祉施設」としている。つまり老人ディサービス事業は老人居宅生活支

援であり、ディサービスセンターは(老人)福祉施設となる。2000年4月より施行の介護保険法では、第7条5において「通所介護」を居宅サービスとしており、介護保険制度のサービス体系からは施設ではなく在宅サービス体系のひとつとしている。

以上のようにディサービス(ないし通所介護)は施設であり在宅でもあるよう法律文言上は理解できるがここでは、一定の場所或るは空間に利用者が集まり、社会福祉、介護、福祉専門職による援助関係があると言う側面から「施設福祉援助」と位置付けておくこととする。

(2)ミニディサービスと宅老所の呼称について

老人福祉法等によらない民間のディサービスが近年増加している。「全国ディホーム・宅老所・グループホーム案内」(注9)によれば約300ヶ所、99年には、「宅老所やグループホームと呼ばれている痴ほう症のケアが注目されており――中略――1991年には全国には66ヶ所だった。98年にはその10倍に増えた。」(注10) その特徴は「小人数の痴ほうのお年寄りが、町の中の家のだんらんの場と自分の部屋をもち、スタッフや近隣の人に支えられて、ゆったりと暮らす。それぞれのお年寄りが果たす役割もある。すると、痴ほう症につきものと思われていた『異常行動』や『問題行動』が減り、表情もおだやかになってゆく」(注11)のである。

民間のこうした取り組みは、かつて託老所と呼んでいた時代もあったが最近、法定内のディサービス施設に対し民間の小規模運営を強調する「ミニディサービス」或るいは単に物や人をあずける「託老」でなく、自宅のような雰囲気を想定させる「宅老所」という呼称が多く本稿に登場する「ひだまり」はミニディサービスと宅老所の両方の呼称を使っている。本稿では機能等総体を述べる際はミニディサービスを、個別性、個有性を強調する場合は「宅老所」とする。

(3)「ひだまり」の援助実践

1997年愛知県半田市に開所したミニディサービスひだまりは、民間の住宅1階(約50㎡)を借用し、介護福祉士2名、ヘルパー2級1名の有資格のスタッフ3名により週2回を開所日として運営している。利用者は3名～5名程度、60歳～80歳代で痴ほう症や身体障害の方もおられる。利用料は1日3000円年間予算(1998年度)は約178万円であった。

以下主な援助実践を紹介する。

①「ひだまり」運営の指針に関して

「ひだまり」のスタッフ3人が開設にあたって最初に留意したことは、運営の指針となる「3つの基本的理念」を設定したことである。

a、人は要介護になっても輝き続けたいと願う。その願いに応えるお手伝いをさせて頂く

b、高齢者が住み慣れたまちで少しでも長く暮らしていただけるように

c、地域に開かれた宅老所をめざす

この3つの運営目標の中からは、国民にとって大切になっている憲法第25条の生存権の保障や、高齢者も単に生理的に生存する存在としてではなく人間らしく輝き続ける「人間発達の主体」としての高齢者観を援助活動の指針としており、さらに住み慣れた地域で暮らし続ける継続性の考えや、閉ざされた「託老所」(高幹者あずかり所)としてではなく、地域の方々と一緒に高齢者にとっての憩いの場を創造していく意気込みをうかがい知ることができる。

3人のスタッフが心をひとつにして援助活動を進める点からこの「3つの理念」を最初に設定したことの意義は大きかったと思う。

②造形・絵画教室

愛知県知多地域を代表する造形作家丹羽善久氏の援助(指導)は、ひだまり運営のひとつの特徴となっている。高齢者を単にお客さまとして受けとめるのではなく、現在もなにかに向けて能動的に活動する能力を持ち合わせている主体として高齢者からこの造形・絵画の取り組みが始められた。開所して2ヶ月、訪れた朝日新聞の記者は、終日取材の体験から高齢者一人一人が作品の製作を通して「考え・工夫し・結果に感動」する点を宅老所ひだまりの特色ととらえ、この美術教室は、「痴ほう防止」の意味があるとまとめている。

「ほめてあげればそこのびる」との信念をお持ちの丹羽善久氏とスタッフの援助(ご指導)実践は、これから高齢者援助のあり方に大きな示唆を与えることと思う。

③作品展

11月に開かれた作品展は、造形・絵画教室の集大成という意味のほかに、開所時スタッフで確認しあった「地域に開かれた宅老所」を実践に生かす事業でもあった。「作品からお年寄りのぬくもりを感じ、ほっとした一瞬でした。」と感想を述べて下さった見学者。利用している高齢者の家族の方も見学にみえ在宅時とは違ったひだまりでの生活を理解して下さったようである。

④神社参詣・食事

神社参詣は、徒歩片道5分という、ひだまりの高齢者にとっては手ごろなリハビリ(歩行訓練)となっている。ゆっくりと、しかし確実に歩を進め、スタッフとの会話も運ぶ。「手を合わせることもお参りすることは、心のリハビリにもなっている」ミーティングでスタッフの皆さんが語っていたのが印象的であった。中日新聞夕刊グラビア版には神社を散策する写真が大きく掲載されていた。(注12) ひだまりとは「日がよくさして、風が吹き込まず、そこだけが暖かい」(新明解国語辞典第4版、三省堂)

という意味がある。文字どおり「ひだまり」を歩む高齢者とスタッフの光景が写し出されていた。

手作りの食事は、多くの宅老所がすでに実践しており、利用者にも喜ばれている。

高齢者のいる多世帯の家庭での食事作りは、高齢者への配慮が気になるものの、実際には育ち盛りの子ども向けとなりがちである。ひだまりでは当然味付けは薄味、野菜が主体で、高齢者に喜ばれている。現在宅老所の援助活動の中核として位置付けられているようである。

第3章ミニディサービス「ひだまり」の援助実践に学ぶ

1 利用者の家族の手記に学ぶ

「はじめに」で紹介したが「ひだまり」は、開所1周年を記念して小冊子を発行。小冊子には、ひだまりを利用する家族の想いが綴られている。そこでその手記、感想を手がかりとしてひだまりの援助実践の意義を考えてみたい。

「母の介護にあわせ咲いた花」

M・T

母の介護にあわせ咲いた花と題するM・Tさんの一文の要旨は次のようである。

ひだまりが開所された頃の様子についてM・Tさんの御母堂、Eさんについて、開所当時は紙粘土を食べ物とまちがえて食べてしまい、1~2ヶ月は手にすることができなかった。ところが同じ年の秋頃には造形作家丹羽善久先生やスタッフの皆様の並々ならぬご指導で紙粘土細工の人影が展示された作品展を見ることができ家族一同感動。更に付け加えて開所時の4月末には、長谷寺のボタンの花を見に行っても何の興味も示さずしらんぷりだったがその年の夏を過ぎる頃には、玄関の植木鉢を見て「きれいな花だこと」というようになった。この言葉が聞きたくて、秋にはチューリップの球根を植えたところ翌年の春、見事に咲いた。そのチューリップを見て「きれいな花だなあー」と繰り返しいい、散った花を見ては「もう散ってしまったなあー」という。以上の一文を筆者なりに解釈すると次の様になる。

まず70歳代のEさんは痴ほう症であるということだが、ひだまりの開所した年の秋、M・Tさんは作品展を見て、それまで家庭では見られなかった母、Eさんの姿を見たのである。つまり本人の変化を発見する。さらにその本人の変化の発見を契機とし、このM・Tさん自身が母親の為にチューリップの球根を植え、そしてその次の春、見事に咲いたチューリップ。そのチューリップに対する母親の感激ぶりに接する。チューリップの花、そして痴ほうの症状が一時ストップした母。その様な母の姿を「咲いた花」つまりチューリップと母の変化を「あわせ咲い

た花」とM・Tさんは表現したのではないか。最近の母の様子をM・Tさんは次の様に綴っている。「毎朝食事が終わると母は家にある鉛筆やノートなどを愛用の袋に詰めて、今から学校に行くといい送迎のスタッフを楽しみに待つ毎日となっている」さらに終わりには「病気の進行がこの1年おだやかでこられたのは、造形作家丹羽善久先生、そして宅老所ひだまりの皆さんのお陰と感謝している。」

痴ほう性の高齢者が朝食を終え、そして昼食までテレビを見る、その後、ひとときの休憩を持ちテレビと共に過ごす、家族の留守中ただひとりで……。その様な生活もあるであろうがEさんの場合には現在、痴ほうではあるもののしかし今日、今から始まるそうした生活を期待する1日を始める。つまり痴ほう症のお年寄りでも宅老所での生活をあじわい、そしてそれが契機となって作品を作る、その作った作品を見て家族の本人に対する見方が変わる。本人が宅老所に通う、そして本人が変わる。さらに本人の変化を家族が発見する。家族なりに本人に働きかける。この様な二重三重の関係の中でEさんは痴ほう症という病気の進行がおだやかになるというように理解することができる。

2 「ひだまり」の援助実践を考える

終わりに、ひだまりの援助実践について学んだことの整理を試みたい。

そのひとつは、高齢者の痴ほう症を「障害」ととらえたとき、ひだまりの日常の援助活動（援助実践）は障害の進行を予防する働き、機能があるという点である。

1998年3月に愛知県民間老人福祉施設協議会主催第1回愛知県大会のシンポジウムで、岡崎市の脳神経外科医寺岡正晴氏は痴ほう症を、「障害」としての側面にとらえる意義の重要性について述べられておられた。痴ほう性老人が家に閉じこもりがちになり、歩行の機会がなくなれば結果として、歩行機能が弱まるという新たな障害が発生することになるが、「宅老所へ通う」、「ひだまりでの活動に能動的に参加する」ことにより、歩行障害の発生を予防することが可能になるという図式が描けるのではないかとことである。今後は記憶の障害の面でも実践を通して検証することが望まれるのではないかと。広く全国各地での宅老所の実践においても検証されることはないか。

二つ目には、社会福祉や介護福祉でいわれている援助のあり方、換言すれば、ソーシャルワーク・ケアワークについて、ひだまりの実践が新たな問題提起をしているのではないかと感じる点である。それは「はじめに」でも述べた「援助のあり方の新しい発見」であり、「ミニディサービスにおける援助実践とその特質」(第2章1参照)

でもある。援助のあり方の新しい発見とはすでに述べた援助を受ける人＝利用する人にとっての「環境」の意味と重要性である。

具体的に「ひだまり」での援助実践との関連で考察しよう。

第1に居住環境についてである。ひだまりでは、一般の民家を借用しての運営であるので当然そう広くない居住空間、居住環境ということになる。あまり高すぎない天井、広すぎない部屋、そこでは今様のドアで個室化されたルームの結合体ではなく、襖をはずせば二間続きとなる自由空間としての居住環境。現在70歳代80歳代の利用者が生きてこられた生活様式が「ひだまり」には現存するというのである。

第2の人的環境については二つの点から考えてみたい。ひだまりの構成員は3人のスタッフ、3～5名の利用者他ボランティアであり小人数である。そこには「フェース、トウ、フェース」の関係が存在する。顔と顔との関係では大きな声でなくても意志が疎通するのである。さらにもう一点は構成員の特性とその特性から生み出される援助関係である。構成員の特性は、利用者である高齢者については、宅老所を利用し、食事、入浴、散歩、レクリエーションについて介護等の援助を受ける立場にある。さらに専任のスタッフは、専門的立場から介護等援助活動を行う役割となる。人的環境について多くのミニディサービス・宅老所にみられる特徴は利用者でもなく専門スタッフでもない第3の層であるボランティア等の存在である。ひだまりについてもその存在意義は大きく援助のあり方にも大きな意味をもつ事になる。他の高齢者福祉施設での人的環境はおおむね利用者と援助者であり、援助者が利用者の自己実現にむけて援助を行う関係がある。しかしボランティア等が日常的に出入りするミニディサービスにあっては、「専門的援助者」でもなく利用者でもない立場の人が存在することにより利用者にとって専門職から受ける援助の割合は少なくなる。ボランティアと呼ばれる人や訪問・見学者は専門的援助者としての立場ではない利用者との関わりを持つ。利用者の立場からは、スタッフによる意図的な専門的な援助ー働きかけーを受けるだけでなく、違った立場の層、それは何も意識的に働きかけてくる訳でもないが隣に居てくれる人、世間一般の四方山話しをしてくれる人、気がねなく話せる人が居ることは利用者の気持ちが安らぎ、居心地の良いひとときを得ることとなる。

人的環境に関して、ミニディサービスを運営する側から、現代の家族関係の中では失われつつある大家族＝多世帯家族＝に類似した側面を有すると評価する者もいる。(注13)

第3は地域・社会としての環境である。これについて

は2つの意味がありひとつは、施設が存在する立地条件としての地域社会であり、いまひとつは地域・社会の持つ機能をいかに施設の運営に、利用者の自己実現に活用し得るかとの意味である。ここでいう施設とはミニディサービスも含まれることとする。

ひだまりが前者にあつてはJ R半田駅から800m程の距離にあり、現在は静かな旧市街地となっている。後者については、市役所とも近距離にあり、市職のヘルパーさん等が立ち寄ることが多い。さらに運営面に於いて、ツルカメコーポレーション、中日新聞、半田市社会福祉協議会より合計約93万円の助成金があり、利用者の負担金(利用料)を除く助成金、賛助金、寄付金、リサイクル収入等は97年度総収入の56%を占める約160万円となっており広く地域・社会と言う環境の物心両面の力がひだまりの運営を支えていると理解できる。さらに愛知県知多半島で活躍する造形作家丹羽善久氏の美術教室、作品展展示場無料提供者の中部電力も地減・社会の機能の活用=援助ということであろう。

さて、宅老所ひだまりの援助活動の特質を居住環境と人的環境に限って再考するなら、以上紹介した居住環境と人的環境の中での援助の実際は、援助する側される側といった関係では説き明かすことのできない新しい援助のあり方が存在すると考えることができよう。人間は、適切な環境を獲得する過程で自己の生きがいを見つけだしそれを実現する可能性が開かれるのである。高齢者が輝き続けるその「環境」とはなにか、地域・社会としての環境のあり方も含め今後のひだまりの実践に期待したいことの一つである。以上が小稿の課題でもある環境のもつ意味と重要性についての整理である。

三つ目は、「支える人、それは支えられる人でもある」ということである

スタッフの皆さんが、ボランティアの皆さんが、専門的な技術を有する人が、ひだまりの高齢者を援助する。送迎、散歩、休憩、入浴、昼食、排泄、と確かに援助する側が、利用者に援助する関係があるが、その一方では援助する側も、高齢者から学ぶことが多い。ひだまりでは、援助する側・支える側が高齢者から今まで知らなかった高齢者のありようを新たに学び、やがて訪れるであろう自らの高齢期の己のあり方を考えさせてくれるのではないか。

さて、ひだまりの歩みから学ぶことの整理を試みてきたが、今後のミニディサービス―宅老所―運営にとって検討や整理を必要とする事柄について列挙し終わりたい。

①高齢者とその家族だれもが利用できる宅老所

必要とする人がだれでも利用できる宅老所の運営のあり方とは

②高齢者一人一人が真に希望する宅老所

利用者とその家族の望む宅老所の中身とは、高齢者が輝き続ける環境・援助のあり方とは

③地域に開かれた地域とともに歩む宅老所

④安定した経営を保つ宅老所

宅老所の運営や経営財政問題について、さらに介護保険導入後の宅老所の役割について、宅老所の公的役割と財政課題

⑤高齢障害者の人間発達の意味について実践的に考える。

(受理日：平成11年9月30日)

- 注1 渡邊典子、西川春子、米澤治子編『ミニディサービスひだまり―周年記念号―』ミニディサービスひだまり発行平成10年5月(当誌は出版社等から公刊されたものでなく関係者向けに作られた手づくりによる小冊子である)
- 注2 小笠原祐次「社会福祉施設における処遇と介護の実践構造」大阪讓治、三浦文夫監修『高齢化社会と社会福祉』中央法規出版、1993年、P65
- 注3 井垣章二「ケースワークの展開」大塚達雄ほか編『ソーシャルケース・ワーク論』ミネルヴァ書房、1996年、P60
- 注4 F. P. バイステック著、田代不二男・村越芳男訳『ケースワークの原則―よりよき援助を与えるために―』誠信書房、昭和40年
- 注5 井垣章二、前掲書、P64
- 注6 小松原助『ソーシャルワーク理論の歴史と展開―先駆者に辿るその発達史―』川島書房、1993年P62~P63
- 注7 石井哲夫「これからの社会福祉施設」『社会福祉のケア・サービス―社会福祉施設における利用者のケア・サービス―』全国社会福祉協議会、中央福祉学院、平成11年度版、P129
- 注8 石井哲夫、前掲書、P130
- 注9 全国高齢者小規模ホーム研究会『全国ディサービス・宅老所・グループホーム案内』、1997年、筒井書房
- 注10 朝日新聞、1999年9月18日付朝刊社説
- 注11 注9に同じ
- 注12 中日新聞、1998年1月5日夕刊
- 注13 「駒どりの家」運営委員会編『住民の力で支える痴ほう性老人宅老所「駒どりの家」物語』1998年兵庫県部落問題研究所、P26